

## 保全管理計画等に基づく取り組みの進め方(イメージ)

項目		①短期 【当面実施すべき事項】	②中期 【①の結果等を踏まえ、実施する事項】	③長期 【将来の姿】
■適切な管理の推進	希少種・固有種の保護	○密猟防止のための巡視の強化・連携 ○希少種の生息・生育状況についてモニタリング調査 ○保護増殖事業計画等に基づく保護増殖事業の実施	○巡視やモニタリング調査結果に基づき、順応的管理を実施(例えば、希少種の生息・生育地を創出するため、科学的知見に基づき、人為的な攪乱を提供するなどといった取組を実施)	○希少種、固有種を含む森林生態系が安定的に保全されている状態
	外来種対策	○外来種の生息・生育状況についてモニタリング調査等を実施して現況を把握 ○森林生態系への影響が深刻なものは早急に駆除等を実施	○モニタリング調査等の結果を踏まえ、科学的知見に基づき優先順位を定めた上で、駆除や侵入防止策等の対策を実施	○定期的なモニタリングを継続しつつ、その結果について検証し、必要に応じて対策を実施(いわゆる「順応的管理」の実施)
	人工林の取り扱い	○人工林について、生育状況や林分配置等について調査を行い、復元に要する時間等を踏まえゾーニング ○照葉樹林再生試験の実施	○ゾーニングや照葉樹林再生試験の結果を踏まえて、優先度の高いところより再生事業を実施	○人工林から照葉樹林へ復元がすすみ、(森林生態系保護地域や世界遺産としての)緩衝機能が強化された状態
	病虫害(マツ枯れ)対策	○マツ枯れの状況、植生の遷移等についてモニタリング調査を実施 ○緊急性がある場合は伐倒駆除等を実施 ○マツに着生する希少種(着生ラン)について、移植等の対策の検討	○被害拡大防止、安全対策、景観保全のため、必要に応じ伐倒駆除・樹幹注入等の対策を実施 ○マツに着生する希少種について、必要に応じ移植の実施	○マツ枯れ後の植生遷移が進んだ状態 ○(守るべき場所について)リュウキュウマツが保存されている状態
■適正な利用の推進	適正利用の推進	○利用実態の把握 ○エコツアーガイド認定制度の検討に対する支援	○利用分散化対策、入林規制、観光客が利用できるルート・エリアについての検討 ○エコツアーガイド養成事業への支援 ○森林生態系の利用ルール等についての講習の実施	○観光客が利用できるルート・エリアが明確化し、また利用分散がされ、重要な地域等が保全されている状態 ○認定されたエコツアーガイドによる適正利用がされている状態
■利用者への情報の提供	普及啓発	○看板、パンフレットの作成等 ○地域住民等に対する説明会の実施 ○住民参加型のイベントの実施	○継続的に普及啓発の取り組みを実施(手法については適宜見直しを行う)	○地域住民等の森林生態系や利用ルールへの理解が進んでいる状態 ○観光客等が森林生態系についての情報や利用ルールにアクセスし易く、理解が進み易い状態
■その他	森林生態系の連続性の確保	○周辺民有林と森林保全管理上の連携	○保護林周辺民有林との連携による森林生態系の管理水準の向上 ○特定動物生息地保護林の森林生態系保護地域への編入	○森林生態系がまとまった面積で保護されている状態(保護担保措置がとられている状態)

※上記については、関係機関等と連携を図りつつ行うこととする